

鹿屋体育大学授業料特別免除に関する要項 〔関係部分のみ抜粋〕

平成 23 年 1 月 12 日
授業料特別免除制度等に
関する特別委員会 決 定

最終改正 令和 5 年 11 月 29 日

(趣旨)

第 1 この要項は、鹿屋体育大学授業料等特別免除等制度に関する基本方針（平成 22 年 7 月 1 日学長裁定）に基づき、授業料を免除する措置（以下「特別免除」という。）に関し必要な事項について定める。

(略)

(学業成績が特に優秀な大学院学生の特別免除)

第 5 第 2 に定める学業成績が特に優秀な大学院学生（標準修業年限を超えて在学する者及び長期履修学生として許可された修業年限を超えて在学する者を除く。以下同じ。）は、修士課程 2 年次又は博士課程に在学する者のうち、前年度 1 年間の学術研究活動（他機関での活動を含む。）の評価が別に定める評価基準により 50 点以上であって、指導教員の推薦を得て申請した者とし、各年次上位 3 名までとする。

2 学業成績が特に優秀な大学院学生の特別免除は、前期に係る授業料について行うものとし、前項による評価が 75 点以上の者にあっては、後期に係る授業料についても行う。

(特別免除の決定)

第 6 学長は、学生委員会の議を経て特別免除を決定する。

(特別免除の取消)

第 7 学長は、特別免除を受けた学生に、本学学則（平成 16 年規則第 2 号）第 63 条の規定に基づく懲戒処分があった場合、特別免除を取り消すことができる。

(事務)

第 8 特別免除の事務は、学生課で行う。

(以下略)

鹿屋体育大学学術研究活動評価基準

平成23年1月12日
授業料特別免除制度等に
関する特別委員会 決定

改正 平成23年7月25日

平成24年8月 9日

平成25年8月19日

平成27年9月25日

1 学術研究活動の評価項目及び配点

業 績	評 価 項 目		配点	備考
1. 著書	学術書	①単著	50	優先順位 1
		②共著	10	
2. 学術論文	(1)国際学術雑誌	単著・共著筆頭	50	優先順位 2
	(2)国内学術雑誌 (日本学術会議協力学術研究団体又は日本スポーツ 体育健康科学学術連合発行のものに限る。)	単著・共著筆頭	25	
	(3)紀要等	単著・共著筆頭	10	
3. 学会発表	国際学会	筆頭発表	10	
4. 学会活動	学会表彰(学会賞、学会奨励賞、優秀ポスター賞等)	単著・共著筆頭	50	優先順位 3
5. 発明	専攻に関する特許、実用新案等の取得又は出願	研究代表者	25	
6. 外部資金等獲得	(1)日本学術振興会特別研究員に採用		25	1件とみなす
	(2)科学研究費補助金の採択	研究代表者	25	
	(3)各研究助成金の獲得	研究代表者	10	

注)配点は、業績1件当たりの点数を表す。

(例:「国際学会」での筆頭発表が2件の場合の「3. 学会発表」の評価は、20点とする)。

2 順位付け

(1)評価が同点の場合、配点の高い評価項目に該当する者を優先する。

(2)50点の配点がある評価項目の優先順位については、学術書(単著)、国際学術雑誌、学会表彰の順とする。